

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(10)

目 次

人事委員会規則

- 富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則 2
- 富山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 3
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
- 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 6
- 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 7
- 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則 9
- 県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則の一部を改正する規則
- 職務に専念する義務の特例を定める規則の一部を改正する規則 10
- 営利企業等への従事制限に関する規則の一部を改正する規則
- 富山県職員の退職管理に関する規則 11
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 19
- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 21
- 富山県職員の人事記録に関する規則を廃止する規則 22
- 平成26年改正条例附則第 5 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則
- 級別職務に関する規則 23
- 給料に関する規則の一部を改正する規則 40
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 73
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 74
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 75
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則 77
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 78
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 79
- 寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則 80
- 特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 90
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 92

人事委員会告示

- 富山県機関の労働基準法別表第 1 の号別区分の決定についての一部改正 93
- 任用候補者名簿及び任用に関する申請書等の様式についての一部改正
- 勤務条件に関する措置要求書の様式等についての一部改正 95
- 不利益処分についての不服申立てに関する細則の一部改正

人事委員会訓令

○富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

97

~~~~~  
**規 則**  
~~~~~

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第523号

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部を改正する規則

富山県人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則（昭和27年富山県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、同項第11号中「第17条第5項の規定による必要事項を設定する」を「第17条の2第3項の規定により、必要な事項を定める」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号中「第18条第1項」を「第18条及び第21条の4第1項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「第19条第1項の規定による受験者の資格要件を設定する」を「第19条の規定により、受験者に必要な資格要件を定める」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 法第23条の4の規定により、任命権者に勧告すること。

第2条第1項中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第524号

富山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

富山県人事委員会事務局組織規則（昭和42年富山県人事委員会規則第92号）の一部を次のように改正する。

第 3 条職員課の分掌事務中第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(14) 職員の休業に関すること。

第 3 条職員課の分掌事務中第12号を第13号とし、第11号中「行なう」を「行う」に改め、同号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(9) 職員の退職管理に関すること。

第 3 条任用課の分掌事務第 3 号中「競争」を「職員の任用に係る」に、第 4 号中「行なう」を「行う」に、第 5 号中「勤務評定に関する総合的企画」を「人事評価に関する調査研究」に改め、第 7 号を削り、第 8 号中「人事記録票」を「人事記録」に改め、同号を第 7 号とする。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第525号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「任用候補者名簿」を「任用候補者の名簿」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条を次のように改める。

（適用の範囲）

第2条 この規則は、法律に特別の定がある場合を除くほか、次に掲げる職員（以下「職員」という。）に適用する。

(1) 県の一般職の職員（以下「県職員」という。）

(2) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員

第4条第1号を次のように改める。

(1) 採用 現に県職員でない者を県職員の職に任命することをいう。

第4条第2号中「この規則で「昇任」とは、」を削り、「もの」を「場合」に改め、同号イを次のように改める。

イ 給与条例第3条第1項及び富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号。以下「企業職員給与規程」という。）第2条第2項に規定する給料表（公安職給料表を除く。）の適用を受け、人事委員会が定める組織上の地位及びこれに相当すると認める職に任用されている職員を、その有する職より上位の職に任命すること。

第5条各号列記以外の部分中「場合、」を「場合に」に改め、同条第2号中「方法による」を「方法により」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「場合は、」の次に「法第21条の5第1項及び」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員（以下「教育公務員」という。）を教育公務員以外の職員の職に任命する場

合は、採用の例により行うものとする。

第6条第1項中「任用候補者名簿」を「任用候補者の名簿」に改める。

第7条及び第8条を次のように改める。

第7条及び第8条 削除

第9条第2号中「富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号。以下「企業職員給与規程」という。）」を「企業職員給与規程」に改める。

第12条第3号中「若しくは第36条の規定による通知を受けた場合又は提示された者のうち当該任用の志望者が、5人に満たない場合において、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知」を削る。

第17条第2項中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第18条第4号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第25条第2項本文中「任命権者は、」を「人事委員会は、任命権者が」に、「おいては」を「おいて」に改め、「の卒業証明書、最終学年」及び「、身体検査票、身元調査書」を削り、「、免許等を証明する書類を」を「、免許等を証明する書類」に、「勤務成績」を「人事評価」に、「資格免許等」を「資格、免許等」に、「を添付して提出しなければならない」を「の提出を求めることができる」に改め、同項ただし書を削る。

第5章第1節の節名を次のように改める。

第1節 任用候補者の名簿

第28条（見出しを含む。）中「任用候補者名簿」を「任用候補者の名簿」に改める。

第30条第1項中「ことがある」を「ことができる」に改める。

第34条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第35条の見出しを「（提示の方法）」に改め、同条第1項中「に4人を加えた員数（以下「正規の提示員数」という。）」を削り、「正規の提示員数」を「任用すべき者の員数」に改め、同条第2項及び第3項中「正規の提示員数」を「任用すべき者の員数」に改める。

第36条を次のように改める。

第36条 削除

第37条中「第7条ただし書の場合及び提示された」を「その提示をした」に、「提示される」を「提示する」に改める。

第41条各号列記以外の部分中「次の各号の一に該当するものと認めるとき」を「現に疾病にかかり又は負傷している場合その他正当な理由があると認める場合」に改め、「又はその志望にかなった提示ができるまで」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条各号を削る。

別表第1の備考の3中「別表第3、別表第4及び別表第7から別表第10まで」を「別表第2、別表第3及び別表第6から別表第9まで」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・任用課)

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第526号

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

富山県一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成15年富山県人事委員会規則第199号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「特定任期付職員」の次に「（条例第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第1項中「別表第3から別表第10まで」を「別表第2から別表第9まで」

に改める。

第7条中「別表第14から別表第21まで」を「別表第13から別表第20まで」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・任用課)

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第527号

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する
規則

富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成13年富山県人事委員会規則第164号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第7条第1項中「従事させることができる第1号任期付研究員」の次に「（条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第528号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の
一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項中「他の地方公共団体の職員、公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第123号）第10条の規定による特定法人の職員その他人事委員会の定める職員」を「他の地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地方独立行政法人法」という。）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の公務員（特別職に属する者を含む。）のほか、次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）
- (2) 地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）
- (3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）
- (4) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）
- (6) 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成13年富山県条例第123号）第10条の規定による特定法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県職員及び県費負担

教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定は、平成28年1月1日から適用する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第529号

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年富山県人事委員会規則第 314号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第10条第2項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第530号

県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の分限に関する規則（昭和42年富山県人事委員会規則第93号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「免職し」の次に「、降給させ」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

職務に専念する義務の特例を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第531号

職務に専念する義務の特例を定める規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例を定める規則（昭和26年富山県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

営利企業等への従事制限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第532号

営利企業等への従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等への従事制限に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

営利企業への従事等の制限に関する規則

第1条中「の営利企業等へ従事する場合」を「が営利企業に従事する場合等」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

富山県職員の退職管理に関する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第533号

富山県職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに富山県職員の退職管理に関する条例（平成28年富山県条例第3号。以下「条例」という。）第2条、第3条及び第4条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた

職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（子法人）

第 3 条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第 120号）第 106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第 879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の 100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第 4 条 法第38条の2第2項のその業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2条第1項に規定する地方独立行政法人（以下「地方独立行政法人」という。）のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第 182号）第 7条の2第1項に規定する公庫等
- (2) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第 124号）に規定する地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社

（退職手当通算予定職員）

第 5 条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が

予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第 6 条 法第38条の2第4項の地方自治法第 158条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、別表の左欄に掲げる組織に置かれた同表の右欄に掲げる職とする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 7 条 法第38条の2第4項の地方自治法第 158条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条、第12条、第14条及び第22条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第 8 条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第 9 条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる業務とする。

(1) 第 4 条に定める法人が行う業務

(2) 公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第 183号）別表第 1 に掲げる団体又は別表第 2 に掲げる法人が行う県の事務又は事業と密接な関連を有する業務

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の規定による行政庁等への権利行使等に類する場合として人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の規定による再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

(5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

(6) 離職前5年間（再就職者が内部組織の長等の職又は第14条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職

務内容

- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第 2 条第 2 項に定める特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の 2 第 1 項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の内容
- (10) その他参考となるべき事項
（再就職者による依頼等の届出の手續）

第13条 法第38条の 2 第 7 項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容
（部長又は課長に相当する職）

第14条 条例第 2 条に規定する法第38条の 2 第 8 項の国家行政組織法第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職（内部組織の長等の職を除く。）とする。

- (1) 管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の規定による管理職手当の区分が 1 種から 6 種までの職並びに 7 種である県立学校の校長及び分校長

(2) 富山県企業局企業職員給与規程（昭和41年富山県電気局管理規程第14号）の規定による管理職手当の区分が1種から6種までの職

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する

役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 8 条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第 20 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第 14 条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 21 条 法第 60 条第 7 号の国家行政組織法第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 15 条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第 22 条 条例第 3 条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職及び第 14 条に定める職（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条の 2 第 1 項に規定する特定地方警務官を除く。）とする。

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第 23 条 条例第 3 条の規定による任命権者への再就職の届出を要しない場合として人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業（法第 38 条第 1 項に規定する営利企業をいう。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第 24 条 条例第 3 条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様

式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第 3 条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、職員の退職管理に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

組織	職
議 会 事 務 局	事務局長
知 事 部 局	危機管理監 会計管理者及び出納局長
警 察 本 部	本部の部長
監 査 委 員 事 務 局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長
労働委員会事務局	事務局長
企 業 局	本局の局長

(人委・職員課)

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則の次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第534号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和38年富山県人事委員会規則第62号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削り、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第2条第1項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第2項中「、異議申立てをする者を異議申立人」を削り、「行なつた」を「行つた」に改める。

第3条第2項中「円滑迅速」を「円滑かつ迅速」に改める。

第4条第2項中「ともに」を「共に」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第2節 不服申立て」を「第2節 審査請求」に改める。

第5条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「行なつた」を「行つた」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「そのつど」を「その都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第6条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」

を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立」を「審査請求」に改め、同条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 7 条第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 8 条第 1 項中「行なう」を「行う」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 2 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 11 条の見出しを「（審査請求の取下げ）」に改め、同条第 1 項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「行なう」を「行う」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第 3 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 12 条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 13 条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第 1 項中「すみやかに判定を行ない」を「速やかに裁決を行い」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第 2 項各号列記以外の部分中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第 1 号及び第 3 号中「判定」を「裁決」に改め、同条第 3 項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改める。

第 14 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 15 条第 1 項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号及び第 3 号中「判定」を「裁決」に改め、同条第 2 項中「判定」を「裁決」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第 4 項第 2 号中「判定」を「裁決」に改める。

第 19 条第 1 項中「最初の判定」を「最初の裁決」に、「かえて」を「代えて」に、「判定を行なわなければ」を「裁決を行わなければ」に改める。

第 21 条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第1条に規定する処分についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

(職員団体の登録の取消しに関する口頭審理の手続に関する規則の一部改正)

- 3 職員団体の登録の取消しに関する口頭審理の手続に関する規則（昭和42年富山県人事委員会規則第95号）の一部を次のように改正する。

第5条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(人委・職員課)

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第535号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年富山県人事委員会規則第237号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 534 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされて係属中の不服申立てに関する事案に係る問題に関する職員からの苦情相談に関する規則第 2 条第 2 項の規定の適用については、なお従前の例による。

(人委・職員課)

富山県職員の人事記録に関する規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第536号

富山県職員の人事記録に関する規則を廃止する規則

富山県職員の人事記録に関する規則（昭和29年富山県人事委員会規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人委・任用課)

平成26年改正条例附則第 5 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第537号

平成26年改正条例附則第 5 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則（平成27年富山県人事委員会規則第502号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「別表第14から別表第21まで」を「別表第13から別表第20まで」に改め、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号イ中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 切替日以降に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員

第3条第1項第2号中「除く。）」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」の次に「又は降号」、「（降格）の次に「又は降号」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

級別職務に関する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第538号

級別職務に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号。以下「条例」という。）第3条第3項の規定に基づき、職員の級別職務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務区分)

第2条 条例第3条第3項の人事委員会規則で定める職務は、別表第1から別表第8までに掲げる職の職務とする。

(雑則)

第 3 条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

行政職給料表級別職務区分表

組織		職務の級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
議会事務局		主事 技能主事	主事 技能主事	係長 副係長 主査 主任専門員 主任 技能主任専門員 技能主任	係長 副係長 主査 上席専門員 主任 技能主任専門員 技能主任	課長補佐 副主幹	課長 主幹	参事	次長	事務局長 理事	
知事 部局	共通	主事 技能主事 技師 普及指導員 林業普及指導員	主事 技能主事 技師 普及指導員 林業普及指導員	副係長 主任専門員 主任 技能主任専門員 技能主任 主任普及指導員 主任林業普及指導員	副係長 上席専門員 主任 技能主任専門員 技能主任 主任普及指導員 主任林業普及指導員	副主幹 副主幹普及指導員 副主幹林業普及指導員	主幹				
本庁	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通政策室次長 課長 班長	室長 (他の職務の級の欄に掲げる職を除く。) 検査室次長 参事	次長 (他の職務の級の欄に掲げる職を除く。) 総合交通政策室長 地方創生推進室長 情報企画 危機管理 監代理	局長 (他の職務の級の欄に掲げる職を除く。) 部長 (他の職務の級の欄に掲げる職を除く。) 会計管理者 危機管理 監 教育・スポーツ政策 監 理事	知事政策 局長 経営管理 部長
	消防課				防災航空センター 所長代理	防災航空センター 所長					
	国際課					旅券センター 所長 旅券センター 所長代理 旅券センター 高岡支所長					

	生活衛生課					動物管理センター 所長						
	農業技術課							広域普及指導センター 所長				
	水産漁港課				船長 機関長							
出先機関	共通	工事検査員 社会福祉主事 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 児童福祉司 児童自立支援専門員 児童生活支援員 副社指導員 保育士 福祉職員 司書 心理判定員 計量検定員 職業訓練指導員 学芸員	工事検査員 社会福祉主事 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 児童福祉司 児童自立支援専門員 児童生活支援員 副社指導員 保育士 福祉職員 司書 心理判定員 計量検定員 職業訓練指導員 学芸員	班長 係長	班長 係長 船長 機関長	課長（他の職務の欄に掲げる職を除く。）	出先機関の長（他の職務の欄に掲げる職を除く。）					
	首都圏本部				本部長補佐		副本部長	本部長代理			本部長	
	広域消防防災センター					消防学校副校長	副所長 消防学校長				所長	
	空港管理事務所 職員研修所					助教授	教授	次長	主任教授		所長	
	公文書館 総合県税事務所				自動車税センターの課長	課長補佐	副館長 企画管理課長 課税第一課長 課税第二課長 納税課長 自動車税センター所長代理 相談室長	館長 次長			自動車税センター所長	所長
	消費生活センター					所長代理 高岡支所長						
	高志の国文学館 環境科学センター 新川厚生センター							事務局長	副館長		館長	
						支所長代理	総務課長 次長					

中部厚生センター					支所長代理	次長						
高岡厚生センター					支所長代理	次長						
砺波厚生センター					支所長代理	次長						
富山児童相談所	児童心理 司	児童心理 司										
高岡児童相談所	児童心理 司	児童心理 司										
富山学園					指導課長	園長代理						
女性相談センター						所長						
黒部学園							次長					
砺波学園					管理課長		次長					
知的障害者相談センター						所長						
衛生研究所							総務課長					
総合衛生学院						科長	教務課長					
中央病院						課長補佐	課長	次長	事務局長			
心の健康センター						所長代理						
イタイイタイ病資料館							副館長					
大坂事務所							次長					
工業技術センター							総務課長					
計量検定所							所長代理					
技術専門学院							次長	校長				
							新川セン ター長					
							砺波セン ター長					
新川農林振興センター					課長補佐	次長	所長					
							企画振興 課長					
							管理検査 課長					
富山農林振興センター					課長補佐	次長	所長					
							企画振興 課長					
							管理検査 課長					
高岡農林振興センター					課長補佐	次長	所長					
							企画振興 課長					
							管理検査 課長					
砺波農林振興センター					課長補佐	次長	所長					
							企画振興 課長					
							管理検査 課長					
農林水産総合技術セン ター							総務課長					
東部家畜保健衛生所					環境課長		次長					
西部家畜保健衛生所					環境課長		次長					
小矢野川ダム管理事務所						所長代理						
中央植物園							次長					
新川土木センター					建築課長	管理検査 課長補佐	次長	所長				
							管理検査 課長					
							工務第一 課長					
							入善土木 事務所長					
							入善土木 事務所長 代理					
富山土木センター					管理検査 課長補佐		次長	所長				
							管理検査 課長					
							施設管理 課長					

については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 6 級とすることができる。

- 5 総合教育センター総務課長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 5 級とすることができる。
- 6 水墨美術館副館長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 7 級とすることができる。
- 7 富山土木センター及び高岡土木センターの建築課長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 4 級とすることができる。
- 8 県立学校の事務部長については、人事委員会が別に定めるものにあつては、職務の級を 6 級とする。
- 9 総合県税事務所、児童相談所、黒部学園、砺波学園、厚生センター、技術専門学院、農林振興センター、土木センター、土木事務所及び富山新港管理局の班長、総合県税事務所自動車税センターの課長、家畜保健衛生所の環境課長、ダム管理事務所（小矢部川ダム管理事務所及び子撫川統合ダム管理事務所を除く。）の所長代理、出納室の室長代理並びに図書館の調査課長及び普及課長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 5 級とすることができる。

別表第 2（第 2 条関係）

公安職給料表級別職務区分表

組織		職務の級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	
警察	共通	巡查	主任 巡查長	係長 主任 実務指導官 巡查長	係長 主任実務指導官 実務指導官	係長統括 技能指導官 主任実務指導官	統括実務指導官 主任技能指導官 調査官	管理官			
	本部	共通			課長補佐 隊長補佐	課長補佐 隊長補佐	次席 室長（監察官室長を除く。） 副隊長	課長 隊長（他の職務の級の職に掲げる職を除く。） 監察官	参事官	部長 首席参事官	
		監察官室			室長補佐	室長補佐		室長		首席監察官	
		留置管理課 生活安全企画課					営業秘密保護対策官	留置管理官 営業秘密保護対策官			
		地域課						防犯対策指導官 地域指導官 山岳警備隊長			

			主事			
	出先機関	公文書館		課長		
		高志の国文学館		課長		
教育委員会	本庁	共通	係長 主査 管理主事 指導主事 生活指導主事 社会教育主事 研究主事 主任	副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事 管理主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。）	教育次長 課長 班長 理事 教育理事 教育参事 主幹	
		生涯学習・文化財室			室長	
		出先機関及び教育機関（学校を除く。）	共通	係長 主査 管理主事 指導主事 生活指導主事 社会教育主事 研究主事 主任	副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事	
		東部教育事務所			生活指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。）	
		西部教育事務所			生活指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。）	
		県民生涯学習カレッジ			学長 副学長	

	総合教育センター			企画課長 教育専門員 主任研究主事 研究主事（相 当の経験を必 要とするもの に限る。）	所長 副所長 部長 主任教育専門 員
	図書館				館長 副館長
	近代美術館				館長
	水墨美術館				館長
	立山博物館			課長	館長
	高等学校及び特別支援 学校	講師 助教諭 養護助教諭 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習教諭 主任寄宿舎指 導員	教頭	校長 分校長
警察	警察学校			管理官	

備考

- 1 主幹、県生涯学習カレッジ副学長及び図書館副館長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を3級とすることができる。
- 2 副主幹並びに公文書館、高志の国文学館及び立山博物館の課長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を2級とすることができる。

別表第 4（第 2 条関係）

教育職給料表(2)級別職務区分表

組織		職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	
知事 本局	本庁	共通		係長 主査 主任 主事	副主幹	課長 参事 主幹
	教育		本庁	共通	管理主事	係長

委員会			指導主事 生活指導主事 社会教育主事 研究主事 主任	管理主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 生活指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 社会教育主事（相当の経験を必要とするものに限る。）	班長 教育参事 主幹 副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事
	出先機関及び教育機関（学校を除く。）	共通	管理主事 指導主事 生活指導主事 社会教育主事 研究主事 主任	係長	
		東部教育事務所		管理主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 生活指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 社会教育主事（相当の経験を必要とするものに限る。）	次長 課長 班長 所長 教育参事 主幹 副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事

西部教育事務所			管理主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 生活指導主事（相当の経験を必要とするものに限る。） 社会教育主事（相当の経験を必要とするものに限る。）	次長 課長 班長 所長 教育参事 主幹 副主幹 主任管理主事 主任指導主事 主任生活指導主事 主任社会教育主事
総合教育センター			主任研究主事 研究主事（相当の経験を必要とするものに限る。）	副所長 部長 教育専門員
呉羽青少年自然の家			所長代理	所長
砺波青少年自然の家			所長代理	所長
埋蔵文化財センター				所長
小学校及び中学校	講師 助教諭 養護助教諭	教諭 養護教諭 栄養教諭	教頭	校長

備考 教育委員会の副主幹については、人事委員会が認める場合にあっては、職務の級を 3 級とすることができる。

別表第 5（第 2 条関係）

研究職給料表級別職務区分表

組織		職務の級				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 事務局	共通					理事
	出先機関	研究員	研究員	上席専門員 主任専門員 主任研究員	課長（他の職務の級の欄に掲げる職を除く。） 副主幹研究員	統括研究員 主幹研究員

		環境科学センター				所長 次長 課長
		衛生研究所				所長 次長 部長
		薬事研究所			薬用植物指導センター	所長 次長
		工業技術センター				所長 次長 企画管理部 長 中央研究所 所長 中央研究所 副所長 生活工学研 究所所長 生活工学研 究所副所長 機械電子研 究所所長 機械システ ム課長 電子技術課 長 ものづくり 研究開発セ ンター所長
		総合デザインセンター				所長 副所長
		農林水産総合技術センター				所長 次長 企画管理部 長

							水産研究所 所長 水産研究所 副所長 栽培・深層 水課長
警 察	本 部	科学捜査研究所	研究官	研究官	所長補佐 主任研究官	副所長 副首席研究 官	所長 首席研究官

別表第 6 (第 2 条関係)

医療職給料表(1)級別職務区分表

組織		職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
知 事 部 局	共通			副主幹	主幹			
	本 庁	共通				理事 参事		
		出 先 機 関	共通	医員				
	新川厚生センタ ー			課長 班長 係長 主任	支所長	所長		
		中部厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任		所長		
		高岡厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任	支所長	所長		
		砺波厚生センタ ー		課長 班長 係長 主任	支所長	所長		
	総合衛生学院						院長	
	中央病院			副医長	医長	副院長	院長	

					課長 班長（特に困難な業務を分掌する班の長に限る。）		
中部厚生センター					課長 班長（特に困難な業務を分掌する班の長に限る。）	次長	
高岡厚生センター					支所長代理 課長 班長（特に困難な業務を分掌する班の長に限る。）	次長 支所長	
砺波厚生センター					支所長代理 課長 班長（特に困難な業務を分掌する班の長に限る。）	次長 支所長	
中央病院					副館長 副科長 班長（特に困難な業務を分掌する班の長に限る。）		部長 科長
食肉検査所					課長	次長	所長
東部家畜保健衛生所			環境課長	環境課長	指導課長	次長	所長
西部家畜保健衛生所			環境課長	環境課長	指導課長 検査課長	防疫課長 次長	所長

						検査課長	防疫課長	
教育委員会	小学校、中学校及び特別支援学校	技師 学校栄養職員	技師 学校栄養職員	主任	主任	副主幹		

備考 食肉検査所の班長、家畜保健衛生所の環境課長並びに特に困難な業務を担当する係長及び主任については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 5 級とすることができる。

別表第 8 (第 2 条関係)

医療職給料表(3)級別職務区分表

組織		職務の級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事 出先 事務局	共通	准看護師	保健師 助産師 看護師	係長 主任専門員 主任 看護師長 上席主任	係長 上席専門員 主任 看護師長 上席主任	副主幹 看護師長 (特に困難な業務を処理するものに限る。)	主幹	
	中央病院					上席看護師長	副部長 科長	副院長 看護部長

備考 特に困難な業務を担当する係長、上席主任及び主任については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 5 級とすることができる。

(人委・職員課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第539号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則 (平成18年富山県人事委員会規則第 258号) の一部を次のよう

に改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第6条第1号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第2号中「別表第4」を「別表第3」に改め、同条第3号中「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第4号中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条第5号中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条第6号中「別表第8」を「別表第7」に改め、同条第7号中「別表第9」を「別表第8」に改め、同条第8号中「別表第10」を「別表第9」に改める。

第7条第2項中「別表第11」を「別表第10」に改める。

第8条第2項中「別表第12」を「別表第11」に改める。

第9条中「別表第13」を「別表第12」に改める。

第14条第1項第1号中「別表第14」を「別表第13」に改め、同項第2号中「別表第15」を「別表第14」に改め、同項第3号中「別表第16」を「別表第15」に改め、同項第4号中「別表第17」を「別表第16」に改め、同項第5号中「別表第18」を「別表第17」に改め、同項第6号中「別表第19」を「別表第18」に改め、同項第7号中「別表第20」を「別表第19」に改め、同項第8号中「別表第21」を「別表第20」に改める。

第24条第1項中「別表第22」を「別表第21」に改める。

第25条第1項中「号給は、」の次に「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、」を加え、「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「に対応する降格時号給対応表（別表第22）の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第25条第4項を削る。

第37条の次に次の1条を加える。

(降号)

第37条の2 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第41条第2号中「第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。
附則第2項中「別表第3又は別表第4」を「別表第2又は別表第3」に改める。
附則に次の2項を加える。

7 条例附則第23項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2号から第4号までに掲げる職員以外の職員 939円

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による勤務をしている職員 939円に県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年条例第73号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(3) 条例第4条の2に規定する再任用短時間勤務職員 939円に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

(4) 育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員 939円に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

8 条例附則第23項の規定による給料の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の月額とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4から別表第10までを1表ずつ繰り上げる。

別表第11中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同表を別表第10とし、

別表第12を別表第11とする。

別表第13の備考の4中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」に改め、同表を別表第12とする。

別表第14の備考の1及び2中「別表第3」を「別表第2」に改め、同表を別表第13とする。

別表第15の備考の1中「別表第4」を「別表第3」に改め、同表を別表第14とする。

別表第16の備考第1号中「別表第5」を「別表第4」に、「別表第11」を「別表第10」に改め、同表を別表第15とする。

別表第17を別表第16に、別表第18を別表第17に改める。

別表第19の備考中「別表第8」を「別表第7」に改め、同表を別表第18とする。

別表第20の備考の1中「別表第9」を「別表第8」に改め、同表を別表第19とする。

別表第21の備考の1及び2中「別表第10」を「別表第9」に改め、同表を別表第20とする。

別表第22の教育職給料表(1)昇格時号給対応表中

58		57
58		58
58		58
58		58
58		58
58		58
59		58
59		58
59		59
59		59
59	を	59
59		59
60		59
60		59
60		59
		59
		59

に改める。

	59
	59
	59
	60
	60
	60

別表第22の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中

140		74	
141		75	
142		75	
143		75	
144		75	
145		75	
146		75	
147		75	
148		75	
149		75	

を

140		74	
141		74	
142		74	
143		74	
144		74	
145		74	
146		74	
147		74	
148		74	
149		74	
150		74	
151		75	
152		75	
153		75	
154		75	
155		75	
156		76	
157		76	

に改める。

別表第22の研究職給料表昇格時号給対応表中

30	29
----	----

30	を	30	に改める。
31		30	
31		30	
32		31	
32		31	
33		31	
33		32	
34		32	
34		32	
35		33	
35		34	
36		35	

別表第22の医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

62	を	61	に、
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
63		62	
63		62	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
64		63	
64		63	
64	63		

44	を	44	に改める。
		44	
		44	
		44	
		45	
		45	
		46	
		46	
		47	

別表第22を別表第21とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第22 (第25条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22
3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	58	41	41	33	33	42	38	45	
26	60	42	42	34	34	44	40	45	
27	62	43	43	35	35	46	42	45	
28	64	44	44	36	36	48	47	45	
29	66	45	45	37	37	52	52	45	
30	68	46	46	38	38	56	57	45	
31	70	47	47	39	39	67	61	45	
32	72	48	48	40	40	80	61	45	
33	74	49	49	41	41	82	61	45	
34	76	50	50	42	42	84	61	45	
35	78	51	51	43	43	85	61	45	

36	80	52	52	44	44	85	61	45	
37	81	53	53	45	45	85	61	45	
38	82	54	54	46	46	85	61	45	
39	83	55	55	47	47	85	61	45	
40	84	56	56	48	48	85	61	45	
41	86	58	57	49	50	85	61	45	
42	88	60	58	50	52	85	61		
43	90	62	59	51	54	85	61		
44	92	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			
58	93	121	112	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				
71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				

78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				
85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					
88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							
104	93	125							
105	93	125							
106	93	125							
107	93	125							
108	93	125							
109	93	125							
110	93	125							
111	93	125							
112	93	125							
113	93	125							
114	93								
115	93								
116	93								
117	93								
118	93								
119	93								

120	93							
121	93							
122	93							
123	93							
124	93							
125	93							

イ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55

32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		

74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		
81	90	93	101	125	91	93		
82	92	94	102	125	92	93		
83	94	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					
107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					

116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						
140	125	145						
141	125	145						
142	125							
143	125							
144	125							
145	125							

ウ 教育職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47

8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	77
32	56	84	77
33	58	85	77
34	60	86	77
35	62	87	77
36	64	88	77
37	66	89	77
38	68	90	
39	70	91	
40	72	92	
41	73	93	
42	74	94	
43	75	95	
44	76	96	
45	78	97	
46	80	98	
47	82	99	
48	84	100	
49	86	102	

50	88	104	
51	90	106	
52	92	108	
53	94	110	
54	96	112	
55	98	114	
56	100	116	
57	103	123	
58	106	130	
59	109	142	
60	112	145	
61	117	145	
62	122	145	
63	127	145	
64	132	145	
65	138	145	
66	144	145	
67	150	145	
68	153	145	
69	153	145	
70	153	145	
71	153	145	
72	153	145	
73	153	145	
74	153	145	
75	153	145	
76	153	145	
77	153	145	
78	153		
79	153		
80	153		
81	153		
82	153		
83	153		
84	153		
85	153		
86	153		
87	153		
88	153		
89	153		
90	153		
91	153		

92	153		
93	153		
94	153		
95	153		
96	153		
97	153		
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		

134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		

エ 教育職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73
18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	93
24	32	72	93
25	33	73	93

26	34	74	93
27	35	75	93
28	36	76	93
29	37	77	93
30	38	78	93
31	39	79	93
32	40	80	93
33	41	81	93
34	42	82	93
35	43	83	93
36	44	84	93
37	45	85	93
38	46	86	
39	47	87	
40	48	88	
41	50	89	
42	52	90	
43	54	91	
44	56	92	
45	58	93	
46	60	94	
47	62	95	
48	64	96	
49	66	97	
50	68	98	
51	70	99	
52	72	100	
53	73	101	
54	74	102	
55	75	103	
56	76	104	
57	78	105	
58	80	106	
59	82	107	
60	84	108	
61	87	110	
62	90	112	
63	93	114	
64	96	116	
65	101	117	
66	106	118	
67	111	119	

68	116	120	
69	119	122	
70	122	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	131	
74	125	150	
75	125	155	
76	125	157	
77	125	157	
78	125	157	
79	125	157	
80	125	157	
81	125	157	
82	125	157	
83	125	157	
84	125	157	
85	125	157	
86	125	157	
87	125	157	
88	125	157	
89	125	157	
90	125	157	
91	125	157	
92	125	157	
93	125	157	
94	125		
95	125		
96	125		
97	125		
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		

110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		

152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		

オ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70
31	65	78	50	73

32	68	80	52	73
33	69	83	53	73
34	70	86	54	73
35	71	89	55	73
36	72	92	56	73
37	74	95	58	73
38	76	98	60	73
39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73
57	102	121	89	73
58	104	121	89	73
59	106	121	89	73
60	108	121	89	73
61	112	121	89	73
62	116	121	89	73
63	120	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73
73	121	121	89	73

74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			

116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

カ 医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	25	45
2	22	18	26	46
3	23	19	27	47
4	24	20	28	48
5	25	21	29	49
6	26	22	30	50
7	27	23	31	51
8	28	24	32	52
9	29	25	33	54
10	30	26	34	56
11	31	27	35	58
12	32	28	36	60
13	33	29	37	62
14	34	30	38	64
15	35	31	39	65
16	36	32	40	65
17	37	33	41	65
18	38	34	42	65
19	39	35	43	65
20	40	36	44	65
21	41	37	45	65
22	42	38	46	
23	43	39	47	
24	44	40	48	
25	45	41	49	
26	46	42	50	
27	47	43	51	
28	50	44	52	
29	53	45	53	
30	56	46	54	
31	59	47	55	

32	62	48	56	
33	65	49	57	
34	65	50	58	
35	65	51	59	
36	65	52	60	
37	65	54	62	
38	65	56	64	
39	65	58	66	
40	65	60	68	
41	65	62	70	
42	65	64	74	
43	65	66	78	
44	65	68	82	
45	65	71	86	
46	65	74	88	
47	65	77	89	
48	65	82	89	
49	65	87	89	
50	65	92	89	
51	65	97	89	
52	65	97	89	
53	65	97	89	
54	65	97	89	
55	65	97	89	
56	65	97	89	
57	65	97	89	
58	65	97	89	
59	65	97	89	
60	65	97	89	
61	65	97	89	
62	65	97	89	
63	65	97	89	
64	65	97	89	
65	65	97	89	
66	65	97		
67	65	97		
68	65	97		
69	65	97		
70	65	97		
71	65	97		
72	65	97		
73	65	97		

74	65	97		
75	65	97		
76	65	97		
77	65	97		
78	65	97		
79	65	97		
80	65	97		
81	65	97		
82	65	97		
83	65	97		
84	65	97		
85	65	97		
86	65	97		
87	65	97		
88	65	97		
89	65	97		
90	65			
91	65			
92	65			
93	65			
94	65			
95	65			
96	65			
97	65			

キ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	21	17	13	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29

14	34	30	26	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36
21	41	37	33	37	37	38
22	42	38	34	38	38	40
23	43	39	35	39	39	42
24	44	40	36	40	40	44
25	45	41	37	41	41	50
26	46	42	38	42	42	56
27	47	43	39	43	43	62
28	48	44	40	44	44	65
29	50	45	41	45	45	65
30	52	46	42	46	46	65
31	54	47	43	47	47	65
32	56	48	44	48	48	65
33	57	49	45	50	50	65
34	58	50	46	52	52	65
35	59	51	47	54	54	65
36	60	52	48	56	56	65
37	62	53	49	57	59	65
38	64	54	50	58	62	65
39	66	55	51	59	65	65
40	68	56	52	60	69	65
41	70	57	53	63	73	65
42	72	58	54	66	77	65
43	74	59	55	69	81	65
44	76	60	56	72	88	65
45	78	61	57	76	90	65
46	80	62	58	80	92	65
47	82	63	59	84	93	65
48	84	64	60	90	93	65
49	85	65	61	96	93	65
50	85	66	62	102	93	65
51	85	67	63	105	93	65
52	85	68	64	105	93	65
53	85	70	65	105	93	65
54	85	72	66	105	93	
55	85	74	67	105	93	

56	85	76	68	105	93	
57	85	78	69	105	93	
58	85	80	70	105	93	
59	85	82	71	105	93	
60	85	84	72	105	93	
61	85	91	74	105	93	
62	85	98	76	105	93	
63	85	105	78	105	93	
64	85	105	80	105	93	
65	85	105	82	105	93	
66	85	105	84	105		
67	85	105	86	105		
68	85	105	88	105		
69	85	105	89	105		
70	85	105	90	105		
71	85	105	91	105		
72	85	105	92	105		
73	85	105	94	105		
74	85	105	113	105		
75	85	105	113	105		
76	85	105	113	105		
77	85	105	113	105		
78	85	105	113	105		
79	85	105	113	105		
80	85	105	113	105		
81	85	105	113	105		
82	85	105	113	105		
83	85	105	113	105		
84	85	105	113	105		
85	85	105	113	105		
86	85	105	113	105		
87	85	105	113	105		
88	85	105	113	105		
89	85	105	113	105		
90	85	105	113	105		
91	85	105	113	105		
92	85	105	113	105		
93	85	105	113	105		
94	85	105	113			
95	85	105	113			
96	85	105	113			
97	85	105	113			

98	85	105	113			
99	85	105	113			
100	85	105	113			
101	85	105	113			
102	85	105	113			
103	85	105	113			
104	85	105	113			
105	85	105	113			
106		105				
107		105				
108		105				
109		105				
110		105				
111		105				
112		105				
113		105				

ク 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37

22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	

64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	101	101	89	113		
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	108	107	93	113		
82	112	110	94	113		
83	116	113	95	113		
84	120	116	96	113		
85	124	120	98	113		
86	128	124	100	113		
87	132	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			

106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					

148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

別表第24中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条第2項、第8条第2項、第9条、第14条第1項、第24条第1項並びに第25条第1項及び第3項の改正規定、同条第4項を削る改正規定並びに第37条の次に1条を加える改正規定、附則第2項の改正規定並びに別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4から別表第10までを1表ずつ繰り上げる改正規定、別表第11の改正規定、別表第12を別表第11とする改正規定、別表第13から別表第16までの改正規定、別表第17を別表第16とし、別表第18を別表第17とする改正規定、別表第19から別表第21までの改正規定、別表第22を別表第21とし、同表の次に1条を加える改正規定及び別表第24の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の給料に関する規則の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、復職時等における号給の調整又は富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）附則第19項の規定による号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、この規則による改正後の給料に関する規則の規定による号給がこの規則による改正前の給料に関する規則の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、この規則による改正後の給料に関する規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の給料に関する規則の規定に

よる号給とするものとする。

- 4 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第5条の規定による給料の特例）

- 5 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において平成26年改正条例附則第5条の規定による給料に関する規則（平成27年富山県人事委員会規則第502号）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条第2項又は第3項の規定による給料については、同規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

（人委・職員課）

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第540号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第259号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第541号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 知事部局の項中

	検査室長	
--	------	--

を

	検査室長	
	首都圏本部長代理	

に、「首都圏本部の本部長代理及び副本部長」を「首都圏本部副本部長」に、

	富山学園長	
	保育専門学院長	

を

	富山学園長	
--	-------	--

に、

	女性相談センター所長	
	保育専門学院副院長	

を

	女性相談センター所長	
--	------------	--

に改め、同表警察本部の項中「首席参事官」の次に「、首席監察官」を加え、同表備考第 1 項中「及び中央病院の副院長」を「、衛生研究所長、中央病院の副院長及び農林水産総合技術センター所長」に改め、同表備考第 4 項中「知事部局の項中」の次に「首都圏本部長代理、」を加える。

別表第 2 行政職給料表の項中「 116,500円」を「 116,800円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(人委・職員課)

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第 542 号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 262 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

初 任 給 調 整 手 当 月 額 表

職員の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
期間の区分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		

1 年未満	円	円	円	円	円	円	円
1 年以上 2 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	35,000
2 年以上 3 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	35,000
3 年以上 4 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	35,000
4 年以上 5 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	35,000
5 年以上 6 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	50,500	35,000
6 年以上 7 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	48,700	35,000
7 年以上 8 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	46,900	35,000
8 年以上 9 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	45,100	35,000
9 年以上 10 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	43,300	35,000
10 年以上 11 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	41,500	31,000
11 年以上 12 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	39,700	27,000
12 年以上 13 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	37,900	23,000
13 年以上 14 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	36,100	19,000
14 年以上 15 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	34,700	15,000
15 年以上 16 年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	184,100	33,300	12,500
16 年以上 17 年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	182,500	31,900	10,000
17 年以上 18 年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	180,900	30,500	7,500
18 年以上 19 年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	179,300	29,100	5,000
19 年以上 20 年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	177,700	27,700	2,500
20 年以上 21 年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	176,100	26,300	
21 年以上 22 年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	166,900	25,700	
22 年以上 23 年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	157,100	25,100	
23 年以上 24 年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	148,000	24,100	
24 年以上 25 年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	138,300	23,500	
25 年以上 26 年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	129,100	22,900	
26 年以上 27 年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	118,100	22,300	
27 年以上 28 年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	107,700	21,700	
28 年以上 29 年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	97,400	20,900	
29 年以上 30 年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	86,400	20,600	
30 年以上 31 年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	75,800	20,200	
31 年以上 32 年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	64,700	19,600	
32 年以上 33 年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	54,300	18,700	
33 年以上 34 年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	40,100	17,800	
34 年以上 35 年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	26,900	17,100	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 4 条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1 項職員」とは、第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは、同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは、同

条第 3 項の職を占める職員をいう。

- 3 この表において「1種」とは、第 2 条第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第 2 号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第 3 号の職又は第 2 条第 1 項行政職を占める職員を、「4種」とは、同項第 4 号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第 5 号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(人委・職員課)

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第 543 号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

- 第 1 条** 地域手当に関する規則（平成 18 年富山県人事委員会規則第 264 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「100分の 15」を「100分の 15.5」に改める。

附則別表中「100分の 18」を「100分の 18.5」に、「100分の 15」を「100分の 15.5」に、「100分の 13」を「100分の 14」に改める。

- 第 2 条** 地域手当に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「附則別表のとおり」を「次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1 級地 100分の 20
- (2) 2 級地 100分の 16
- (3) 3 級地 100分の 15
- (4) 4 級地 100分の 12

- (5) 5級地 100分の10
- (6) 6級地 100分の6
- (7) 7級地 100分の3

附則第3項中「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

附則別表を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(人委・職員課)

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第544号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第1項第3号中「「分限条例」という。）第2条」を「「分限条例」という。）第2条第1項」に改める。

第18条の3第2項第2号及び第18条の4第2項中「分限条例第2条」を「分限条例第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第545号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第266号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

附則第2項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員 長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第546号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第267号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第5条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第547号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）を次のように改正する。

第4条の表保育専門学院の項を削る。

附則第3項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

附則に次の1項を加える。

（給与条例附則第23項の規定による給料を支給される職員に関する特例）

- 11 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、附則第3項（特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（平成27年富山県人事委員会規則第520号）による改正前の特殊勤務手当等に関する規則（以下この項において「改正前規則」という。）附則第3項を含む。）の規定にかかわらず、第3条第1項、第4条、第5条第1項、第11条第1項第1号及び第13条第2項並びに改正前規則第9条の2第3項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第23項の規定による給料の額と富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第72号）附則第5条の規定による給料の額との合計額」とする。
- 別表第2及び別表第2の2を次のように改める。

別表第 2 (第30条の 5 関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1	2	3	4
		級	級	級	級
		円	円	円	円
	1	2,000	2,100	4,200	6,800
	2	2,000	2,100	4,200	6,800
	3	2,000	2,100	4,200	6,800
	4	2,000	2,100	4,200	6,800
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	5	2,000	2,300	4,400	6,900
	6	2,000	2,300	4,400	6,900
	7	2,000	2,300	4,400	6,900
	8	2,000	2,300	4,400	6,900
	9	2,100	2,400	4,500	7,100
	10	2,100	2,400	4,500	7,100
	11	2,100	2,400	4,500	7,100
	12	2,100	2,400	4,500	7,100
	13	2,200	2,500	4,900	7,200
	14	2,200	2,500	4,900	7,200
	15	2,200	2,500	4,900	7,200
	16	2,200	2,500	4,900	7,200
	17	2,300	2,600	5,100	7,400
	18	2,300	2,600	5,100	7,400
	19	2,300	2,600	5,100	7,400
	20	2,300	2,600	5,100	7,400
	21	2,400	2,800	5,200	7,500
	22	2,400	2,800	5,200	7,500
	23	2,400	2,800	5,200	7,500
	24	2,400	2,800	5,200	7,500
25	2,600	2,900	5,400	7,600	
26	2,600	2,900	5,400	7,600	
27	2,600	2,900	5,400	7,600	
28	2,600	2,900	5,400	7,600	
29	2,700	3,000	5,500	7,700	
30	2,700	3,000	5,500	7,700	
31	2,700	3,000	5,500	7,700	
32	2,700	3,000	5,500	7,700	
33	2,800	3,200	5,700	7,900	

	34	2,800	3,200	5,700	7,900
	35	2,800	3,200	5,700	7,900
	36	2,800	3,200	5,700	7,900
	37	2,900	3,300	5,900	8,000
	38	2,900	3,300	5,900	
	39	2,900	3,300	5,900	
	40	2,900	3,300	5,900	
	41	3,100	3,500	6,000	
	42	3,100	3,500	6,000	
	43	3,100	3,500	6,000	
	44	3,100	3,500	6,000	
	45	3,200	3,700	6,100	
	46	3,200	3,700	6,100	
	47	3,200	3,700	6,100	
	48	3,200	3,700	6,100	
	49	3,300	3,800	6,300	
	50	3,300	3,800	6,300	
	51	3,300	3,800	6,300	
	52	3,300	3,800	6,300	
	53	3,400	4,100	6,400	
	54	3,400	4,100	6,400	
	55	3,400	4,100	6,400	
	56	3,400	4,100	6,400	
	57	3,500	4,300	6,600	
	58	3,500	4,300	6,600	
	59	3,500	4,300	6,600	
	60	3,500	4,300	6,600	
	61	3,600	4,500	6,800	
	62	3,600	4,500	6,800	
	63	3,600	4,500	6,800	
	64	3,600	4,500	6,800	
	65	3,700	4,800	6,900	
	66	3,700	4,800	6,900	
	67	3,700	4,800	6,900	
	68	3,700	4,800	6,900	
	69	3,800	4,900	7,000	
	70	3,800	4,900	7,000	
	71	3,800	4,900	7,000	
	72	3,800	4,900	7,000	

73	3,900	5,100	7,100
74	3,900	5,100	7,100
75	3,900	5,100	7,100
76	3,900	5,100	7,100
77	4,000	5,300	7,200
78	4,000	5,300	7,200
79	4,000	5,300	7,200
80	4,000	5,300	7,200
81	4,100	5,400	7,300
82	4,100	5,400	7,300
83	4,100	5,400	7,300
84	4,100	5,400	7,300
85	4,100	5,500	7,400
86	4,100	5,500	7,400
87	4,100	5,500	7,400
88	4,100	5,500	7,400
89	4,200	5,600	7,500
90	4,200	5,600	7,500
91	4,200	5,600	7,500
92	4,200	5,600	7,500
93	4,300	5,800	7,500
94	4,300	5,800	
95	4,300	5,800	
96	4,300	5,800	
97	4,400	5,900	
98	4,400	5,900	
99	4,400	5,900	
100	4,400	5,900	
101	4,400	6,100	
102	4,400	6,100	
103	4,400	6,100	
104	4,400	6,100	
105	4,500	6,200	
106	4,500	6,200	
107	4,500	6,200	
108	4,500	6,200	
109	4,500	6,300	
110	4,500	6,300	
111	4,500	6,300	
112	4,500	6,300	

113	4,600	6,400
114	4,600	6,400
115	4,600	6,400
116	4,600	6,400
117	4,700	6,500
118	4,700	6,500
119	4,700	6,500
120	4,700	6,500
121	4,700	6,600
122	4,700	6,600
123	4,700	6,600
124	4,700	6,600
125	4,800	6,700
126		6,700
127		6,700
128		6,700
129		6,800
130		6,800
131		6,800
132		6,800
133		6,900
134		6,900
135		6,900
136		6,900
137		6,900
138		6,900
139		6,900
140		6,900
141		6,900
142		6,900
143		6,900
144		6,900
145		7,000
146		7,000
147		7,000
148		7,000
149		7,100
150		7,100
151		7,100

	152		7,100		
	153		7,100		
	154		7,100		
	155		7,100		
	156		7,100		
	157		7,100		
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400

別表第 2 の 2 (第30条の 5 関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	2,000	2,500	5,100	6,800
	2	2,000	2,500	5,100	6,800
	3	2,000	2,500	5,100	6,800
	4	2,000	2,500	5,100	6,800
	5	2,000	2,600	5,200	6,900
	6	2,000	2,600	5,200	6,900
	7	2,000	2,600	5,200	6,900
	8	2,000	2,600	5,200	6,900
	9	2,100	2,800	5,400	7,100
	10	2,100	2,800	5,400	7,100
	11	2,100	2,800	5,400	7,100
	12	2,100	2,800	5,400	7,100
	13	2,200	2,900	5,500	7,200
	14	2,200	2,900	5,500	7,200
	15	2,200	2,900	5,500	7,200
	16	2,200	2,900	5,500	7,200
	17	2,300	3,000	5,700	7,400
	18	2,300	3,000	5,700	7,400
	19	2,300	3,000	5,700	7,400
	20	2,300	3,000	5,700	7,400
	21	2,400	3,200	5,900	7,500
	22	2,400	3,200	5,900	7,500
	23	2,400	3,200	5,900	7,500

24	2,400	3,200	5,900	7,500
25	2,600	3,300	6,000	7,600
26	2,600	3,300	6,000	7,600
27	2,600	3,300	6,000	7,600
28	2,600	3,300	6,000	7,600
29	2,700	3,500	6,100	7,700
30	2,700	3,500	6,100	7,700
31	2,700	3,500	6,100	7,700
32	2,700	3,500	6,100	7,700
33	2,800	3,700	6,300	7,900
34	2,800	3,700	6,300	7,900
35	2,800	3,700	6,300	7,900
36	2,800	3,700	6,300	7,900
37	2,900	3,800	6,400	8,000
38	2,900	3,800	6,400	
39	2,900	3,800	6,400	
40	2,900	3,800	6,400	
41	3,100	4,100	6,600	
42	3,100	4,100	6,600	
43	3,100	4,100	6,600	
44	3,100	4,100	6,600	
45	3,200	4,300	6,800	
46	3,200	4,300	6,800	
47	3,200	4,300	6,800	
48	3,200	4,300	6,800	
49	3,300	4,500	6,900	
50	3,300	4,500	6,900	
51	3,300	4,500	6,900	
52	3,300	4,500	6,900	
53	3,400	4,800	7,000	
54	3,400	4,800	7,000	
55	3,400	4,800	7,000	
56	3,400	4,800	7,000	
57	3,500	4,900	7,100	
58	3,500	4,900	7,100	
59	3,500	4,900	7,100	
60	3,500	4,900	7,100	
61	3,600	5,100	7,200	
62	3,600	5,100	7,200	

63	3,600	5,100	7,200
64	3,600	5,100	7,200
65	3,700	5,300	7,300
66	3,700	5,300	7,300
67	3,700	5,300	7,300
68	3,700	5,300	7,300
69	3,800	5,400	7,400
70	3,800	5,400	7,400
71	3,800	5,400	7,400
72	3,800	5,400	7,400
73	3,900	5,500	7,500
74	3,900	5,500	7,500
75	3,900	5,500	7,500
76	3,900	5,500	7,500
77	4,000	5,600	7,500
78	4,000	5,600	
79	4,000	5,600	
80	4,000	5,600	
81	4,100	5,800	
82	4,100	5,800	
83	4,100	5,800	
84	4,100	5,800	
85	4,100	5,900	
86	4,100	5,900	
87	4,100	5,900	
88	4,100	5,900	
89	4,200	6,100	
90	4,200	6,100	
91	4,200	6,100	
92	4,200	6,100	
93	4,300	6,200	
94	4,300	6,200	
95	4,300	6,200	
96	4,300	6,200	
97	4,400	6,300	
98	4,400	6,300	
99	4,400	6,300	
100	4,400	6,300	
101	4,400	6,400	

102	4,400	6,400
103	4,400	6,400
104	4,400	6,400
105	4,500	6,500
106	4,500	6,500
107	4,500	6,500
108	4,500	6,500
109	4,500	6,600
110	4,500	6,600
111	4,500	6,600
112	4,500	6,600
113	4,600	6,700
114	4,600	6,700
115	4,600	6,700
116	4,600	6,700
117	4,700	6,800
118	4,700	6,800
119	4,700	6,800
120	4,700	6,800
121	4,700	6,900
122	4,700	6,900
123	4,700	6,900
124	4,700	6,900
125	4,800	6,900
126	4,800	6,900
127	4,800	6,900
128	4,800	6,900
129	4,900	6,900
130	4,900	6,900
131	4,900	6,900
132	4,900	6,900
133	4,900	7,000
134	4,900	7,000
135	4,900	7,000
136	4,900	7,000
137	4,900	7,100
138	4,900	7,100
139	4,900	7,100
140	4,900	7,100

	141	5,000	7,100		
	142	5,000	7,100		
	143	5,000	7,100		
	144	5,000	7,100		
	145	5,100	7,100		
	146	5,100			
	147	5,100			
	148	5,100			
	149	5,100			
	150	5,100			
	151	5,100			
	152	5,100			
	153	5,100			
再任用職員		3,200	3,800	5,100	6,400

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則（第 4 条及び附則第 3 項の改正規定を除く。）による改正後の特殊勤務手当等に関する規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(人委・職員課)

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 28 年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第 548 号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第271号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第16条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求をすることができる期間」に改める。

第22条第2項第2号中「している職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である職員を除く。）」を加える。

第24条第1項第1号中「100分の88.5」を「6月に支給する場合には100分の88.5」に改め、「以下）」の次に「、12月に支給する場合には100分の98.5以上100分の170以下（特定管理職員にあっては、100分の123.5以上100分の210以下）」を加え、同項第2号中「100分の81」を「6月に支給する場合には100分の81」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合には100分の91以上100分の98.5未満（特定管理職員にあっては、100分の113.5以上100分の123.5未満）」を加え、同項第3号中「100分の72」を「6月に支給する場合には100分の72」に改め、「以下）」の次に「、12月に支給する場合には100分の82以上100分の83.5以下（特定管理職員にあっては、100分の102以上100分の103.5以下）」を加え、同項第4号中「100分の72」を「6月に支給する場合には100分の72」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合には100分の82未満（特定管理職員にあっては、100分の102未満）」を加える。

第25条第1号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35」に改め、「超）」の次に「、12月に支給する場合には100分の40超（特定管理職員にあっては、100分の50超）」を加え、同条第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35」に改め、「100分の45）」の次に「、12月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）」を加え、同条第3号中「100分の35」を「6月に支給する場合には100分の35」に改め、「未満）」の次に「、12月に支給する場合には

100分の40未満（特定管理職員にあつては、100分の50未満）」を加える。

第 2 条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の88.5以上100分の150」を「100分の93.5以上100分の160」に、「100分の113.5以上100分の190以下）、12月に支給する場合には100分の98.5以上100分の170以下（特定管理職員にあつては、100分の123.5以上100分の210）」を「100分の118.5以上100分の200」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の81以上100分の88.5」を「100分の86以上100分の93.5」に、「100分の103.5以上100分の113.5未満）、12月に支給する場合には100分の91以上100分の98.5未満（特定管理職員にあつては、100分の113.5以上100分の123.5）」を「100分の108.5以上100分の118.5」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の72以上100分の73.5」を「100分の77以上100分の78.5」に、「100分の92以上100分の93.5以下）、12月に支給する場合には100分の82以上100分の83.5以下（特定管理職員にあつては、100分の102以上100分の103.5）」を「100分の97以上100分の98.5」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の72」を「100分の77」に、「100分の92未満）、12月に支給する場合には100分の82未満（特定管理職員にあつては、100分の102）」を「100分の97」に改める。

第25条第1号中「6月に支給する場合には100分の35」を「100分の37.5」に、「100分の45超）、12月に支給する場合には100分の40超（特定管理職員にあつては、100分の50）」を「100分の47.5」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合には100分の35」を「100分の37.5」に、「100分の45）、12月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあつては、100分の50）」を「100分の47.5」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合には100分の35」を「100分の37.5」に、「100分の45未満）、12月に支給する場合には100分の40未満（特定管理職員にあつては、100分の50）」を「100分の47.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中第 2 条、第16条及び第 22条の改正規定並びに第 2 条の規定は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成27年12月 1 日から適用する。

(人委・職員課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会規則第549号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「女性相談センター	所長	」
保育専門学院	院長、副院長	

を

「女性相談センター	所長	」
-----------	----	---

に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(人委・職員課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定についての一部改正について

富山県機関の労働基準法別表第1の号別区分の決定について（平成11年富山県人事委員会告示第23号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

1の表法別表第1第13号に掲げる事業の項中「富山学園 保育専門学院付属保育所」を「富山学園」に改める。

2の表法別表第1第12号に掲げる事業の項中「高志の国文学館 保育専門学院」を「高志の国文学館」に改める。

(人委・職員課)

富山県人事委員会告示第61号

任用候補者名簿及び任用に関する申請書等の様式についての一部改正について

任用候補者名簿及び任用に関する申請書等の様式について（昭和33年富山県人事委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

題名中「任用候補者名簿」を「任用候補者の名簿」に改める。

制定文中「基き」を「基づき」に、「任用候補者名簿」を「任用候補者の名簿」に改める。

第1項中「任用候補者名簿」を「任用候補者の名簿」に改める。

第7項中「及び身体検査票」を削り、「第8・9号様式」を「第8号様式」に改める。

第8項中「第10号様式」を「第9号様式」に改める。

第 9 項中「第 11 号様式」を「第 10 号様式」に改める。

第 10 項を削る。

第 1 号様式及び第 2 号様式を次のように改める。

第 1 号様式

試験名 ()		採用候補者名簿				試験施行		年	月	日
区分 ()		富山県人事委員会				確定		年	月	日
順位	得点	氏名	住所	受験地	受験番号	希望庁及び希望勤務地	提示日付	提示先	提示結果	備考

第 2 号様式

試験名 ()		昇任候補者名簿				試験施行		年	月	日
区分 ()		富山県人事委員会				確定		年	月	日
順位	得点	氏名	現について	受験地	受験番号	希望庁及び希望勤務地	提示日付	提示先	提示結果	備考
			所属課所							

第 9 号様式を削り、第 10 号様式を第 9 号様式とし、第 11 号様式を第 10 号様式とし、第 12 号様式を削る。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(人委・任用課)

富山県人事委員会告示第62号

勤務条件に関する措置要求書の様式等についての一部改正について

勤務条件に関する措置要求書の様式等について（昭和42年富山県人事委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

富山県人事委員会告示第63号

不利益処分についての不服申立てに関する細則の一部改正について

不利益処分についての不服申立てに関する細則（昭和38年富山県人事委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月25日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「ことを目的とする」を「ものとする」に改める。

第4条の見出しを「（審査請求書の届出）」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

第5条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立記載事項変更届」を「審査請求記載事項変更届」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条の見出し中「不服申立」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に改める。

第12条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

様式第1号中「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第2号中「不服申立書」を「審査請求書」に、「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第3号中「不服申立記載事項変更届」を「審査請求記載事項変更届」に、「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第4号中「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第5号中「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第6号中「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第7号中「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第10号中「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に、「申立人」を「請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

様式第11号中「申立人」を「請求人」に改める。

様式第12号中「再審請求者」を「再審請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「判定」を「裁決」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 534号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた不服申立て及び審査の手続については、なお従前の例による。

（人委・職員課）

~~~~~

## 訓 令

~~~~~

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成28年 3 月 25 日

富山県人事委員会

委員長 大 崎 利 明

富山県人事委員会訓令第22号

事務局

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局文書管理規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第 2 項第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条第 3 項第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号の表中「不服申立て」を「審査請求」に、「富人委（不）」を「富人委（審）」に改める。

第50条の 2 第 1 項第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 534号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた不服申立てに係る文書の管理に関する事務の処理については、なお

従前の例による。

(人委・職員課)